

公益社団法人日本カヌー連盟 定款施行細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 公益社団法人日本カヌー連盟（以下「本連盟」という）『定款』第11章65条に基づき、定款の施行についての細則を規定する。

第2章 組 織

(加盟団体)

第2条 加盟団体とは、都道府県別統轄団体及び理事会・総会の認めた団体であり、その統轄地域内に置ける全国・区・郡・市・町・村カヌー協会及びクラブ(以下この団体を加入団体という)をもって構成する。

2. 加盟団体の規程については、別途『加盟団体規程』を定める。

(ブロックカヌー協会)

第3条 全国を6ブロック(別表1)の加盟団体とし、各ブロックカヌー協会は、各ブロックにおけるカヌースポーツの普及および振興を図るとともに、各ブロックにおける本連盟の理事・監事の候補者を推薦するほか、各ブロック加盟団体の共通事項に関し連絡・調整をはかるものとする。

2. ブロックカヌー協会規約は、各ブロックカヌー協会において定め、本連盟の承認を受けるものとする。

(加入団体)

第4条 加入団体とは、加盟団体統轄地域内で加盟団体の承認を受けたものをいう。

(団体呼称)

第5条 ブロックカヌー協会・加盟団体・加入団体の呼称は、(別表2)のとおりとする。

第3章 役 員

(種類及び定数)

第6条 本連盟の役員の種類及び定数は、『定款』第3章第15条の定めるところに拠るものとする。

2. 本連盟及びブロックカヌー協会並びに加盟団体の役員は、理事会で認めた場合のほかは、本施行細則第12条に定める登録会員でなければならない。

(参与)

第7条 前条に定める法的責任のある役員のほか、円滑な業務運営を図るため、日本の

カヌー界に多大な功績を残した功労者の中から若干名の参与をおくことが出来る。

(役員、委員の任期)

第8条 役員及の任期は、『定款』第3章第19条の定めるところによる。また委員の任期はこれに準ずるものとする。

(役員 of 定年)

第9条 役員(理事・監事)は、70歳をもって定年とする。

2. 任期中に定年を迎えた役員の任期は、当該任期の終了の時までとする。

3. 前2項の規定にかかわらず、会長に定年は設けないものとする。

4. 会長が他の公職に就任するなどやむをえない事情により任期中に理事を辞任した場合、当該事情が消滅したときには第1項及び第2項の規定にかかわらず会長であった者を理事に選任することができる。本項により選任された会長の任期は第3項の例による。

第4章 加盟団体の義務行為

(年会費の納入)

第10条 『定款』第2章第10条の定め、及び『入会・退会に関する規程』の定めにより会費を納入しなければならない、納期は毎年5月1日までとする。

(提出書類)

第11条 加盟団体は毎年2月末日までに、次年度役員名簿(氏名・住所・役職名)及び次年度の事業計画・予算について本連盟に報告しなければならない。

2. その年度の事業報告および会計報告は、決定後直ちに本連盟に報告しなければならない。

3. ブロックカヌー協会及び加盟団体は、規約を変更したとき、及び事務所を変更したとき並びに役員が交代したときは、その都度速やかに本連盟に報告しなければならない。

第5章 登録会員

(登録会員)

第12条 登録会員は、『定款』第2章第8条において規程するものであり、この内賛助会員は、加盟団体の資格審査を経て本連盟に登録されたものである。

2. 会員登録手続きは『入会・退会に関する規程』第3条の規程による。また会員登録は、会計年度ごとに更新するものとし、同一年度内において2つ以上の加入団体及び加盟団体から登録することはできない。

3. 加盟団体は毎年5月1日までに登録しなければならない。登録会員の追加及び変更があった場合は、速やかに登録及び更新しなければならない。

第6章 カヌー競技会及び出場資格

(競技会の要件)

第13条 本連盟が主催及び主管する競技会は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 本連盟競技規則によるものでなければならない。
- (2) 本連盟の公認した競技場・用具を使用して開催するものでなければならない。
- (3) 審判員は、補助員を除き公認審判員でなければならない。

(競技会役員)

第14条 前条の競技会における役員は、その競技会前に本連盟競技規則及び競技会の準備委員会要項によって委嘱する。

(競技会出場資格)

第15条 本連盟が公認する競技会には、次の各号の一つに該当する者は出場を認められない。

- (1) 登録会員でない者。
- (2) 本連盟の競技者規程に反する者。
- (3) 本連盟又は加盟団体の資格審査により、資格停止又は競技会出場を禁止されている者。
- (4) 外国人競技者にあつては、本連盟競技規則の定める資格を欠く者。

(国際競技会の参加許可)

第16条 登録会員が外国で行われる競技会に参加するときは、その競技会の行われる国の国際カヌー連盟の加盟団体によって承認された競技会でなければならない。

第7章 表彰

(表彰の区分)

第17条 表彰の区分は次の通りとする。

- (1) 勲功賞 (2) 功労賞 (3) 栄光賞 (4) 優秀競技者賞
2. 特別の場合には、理事会・総会の承認を得て特別の賞を別に定めることができる。

(勲功賞)

第18条 勲功賞は、日本カヌー界のために永年にわたり極めて顕著な勲功のあった者に贈呈する。

(功労賞)

第19条 功労賞は、永年にわたり日本カヌー界の発展に努力し、顕著な貢献があり功労のあった者に贈呈する。

2. 対象となる功績

- (1) 本連盟の業務推進に係わる功績
 - (2) 加盟団体の業務推進に係わる功績
 - (3) 公認登録業者、外部団体又は個人による本連盟の業務推進に係わる功績
3. 受賞対象者が本連盟、又は加盟団体现職者である場合は、60 歳以上、勤続 15 年以上の者とする。

(栄光賞)

第 20 条 栄光賞は、本連盟の認めた国際競技会又は連盟の主催する競技会において特に優秀な成績を挙げ、日本カヌー界の名誉高揚に大きく貢献した者に贈呈する。

(優秀競技者賞)

第 21 条 競技における態度・人格が高潔であり、日常の競技生活も模範的であり且つ競技の記録も優秀であった者に贈呈する。

2. 対象となる功績は、次の各号に掲げる大会等において優秀な成績を挙げ、日本カヌー界の名誉高揚に大きく貢献した者に贈呈する。

- (1) オリンピック大会出場者・世界選手権の入賞者
- (2) アジア大会・アジアカヌー選手権の優勝者

(表彰手続き)

第 22 条 各賞は表彰委員会で審議し、理事会の承認を得て決定する。また表彰は、社員総会及びそれに準ずる場所において実施する。ただし、国民体育大会開始式において贈呈することがある。

(寄付者の表彰)

第 23 条 本連盟に寄付をし、又は本連盟の財政に寄与した方に感謝状・記念品を贈って顕彰することができる。

(報奨金)

第 24 条 オリンピック、世界選手権、アジア競技大会で入賞したチーム単位、または個人に対し下記の通り報奨金を授与する。

- (1) 対象大会：オリンピック、世界選手権
対象競技：カヌースプリント、カヌースラローム
優勝：選手 各 300 万円
2 位：選手 各 200 万円
3 位：選手 各 100 万円
- (2) 対象大会：アジア競技大会
対象競技：カヌースプリント、カヌースラローム
優勝：選手 各 50 万円

2位：選手 各 20万円

3位：選手 各 10万円

(3) 対象大会：世界選手権

対象競技：カヌーワイルドウォーター、カヌーポロ、ドラゴンカヌー、フリース
 タイルカヌー

優勝：選手 各 50万円

2位：選手 各 30万円

3位：選手 各 20万円

2. 上記各号の優勝監督及びコーチについては、理事会においてその貢献度を勘案し報奨金を授与する場合がある。またこの場合、理事会が金額を決定する。

3. 前項の報奨金授与に関わる諸要項は以下の通りとする。

(1) 支払方法については会長が決定する。

(2) 団体・個人ともに1選手とみなす。

(3) ジュニア種目もこれに準ずる。

(改 廃)

第25条 この定款施行細則の改廃は、理事会の議を経て、総会において承認を受けるものとする。

(附 則)

この定款施行細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表(1) ブロックカヌー協会・加盟団体

- ① 北海道・東北：北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
- ② 関東：茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨
- ③ 北信越・東海：新潟・長野・富山・石川・福井・静岡・愛知・岐阜・三重
- ④ 近畿：滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
- ⑤ 中国・四国：鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知
- ⑥ 九州：福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄
- ⑦ 理事会・総会が認めた団体

別表(2) 団体名の呼称

- 1. ブロックカヌー協会
 - 2. 都道府県カヌー協会
 - 3. 日本レクリエーションカヌー協会
 - 4. 市郡区カヌー協会
 - 5. 町村カヌー協会
 - 6. 加入カヌー団体
- ① 地域のカヌー協会には、その地域名をつける。
 - ② 都道府県カヌー協会には、都・道・府・県をつける。
 - ③ 市郡区カヌー協会には市・郡・区をつける。
 - ④ 町村カヌー協会には町・村をつける。
 - ⑤ 加入団体の名称は、自由であるが連盟・協会という名称をつけることはできない。